

令和 8 年度テレビ会議システム・同時通訳システムの保守業務  
仕様書

令和 8 年 2 月

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

## 目次

1 調達件名	3
2 概要	3
3 テレビ会議システム等の設置場所等	5
4 テレビ会議システム通信回線の性能要件	6
5 同時通訳システムの性能要件	6
6 情報セキュリティ要件	10
7 テスト要件定義	12
8 保守要件	13
9 作業の体制及び方法	14
10 資料閲覧	19
11 窓口連絡先	19

## 1 調達件名

令和8年度テレビ会議システム・同時通訳システムの保守業務

## 2 概要

### (1) 業務の概要

本調達は、テレビ会議システム（東京本部と関西支部間を専用回線にて接続し、テレビ会議を行うシステム）及び同時通訳システム（会議参加者と通訳者それぞれの音声を選択聴取、録音等が可能なシステム）の保守業務を行うものである。

なお、東京本部に設置されているテレビ会議システム、同時通訳システム及びタッチパネルシステムは連動し、関西支部に設置されているテレビ会議システム及び同時通訳システム（以下、「テレビ会議システム等」という。）一式と連携している。

### (2) 業務対象範囲

本業務では、テレビ会議システム等に関する以下の事項を対象とする。なお、本仕様書で定める業務対象範囲は主要事項を明示したものであり、本仕様書に明記していない事項についても、テレビ会議システム等の稼働に必要な一切の作業を対象に含めること。

- ① 保守サービスの提供
- ② 操作説明書、導入手順書の改訂
- ③ 保守手順書及び計画書の改訂

※テレビ会議システムは東京本部と関西支部間の専用回線の保守（通信費用の負担を含む）も行うこととする。また、既存の専用回線を使用できない場合は敷設も行うこととする。

※同時通訳システムは、テレビ会議システム及びCisco WebEX®によるWeb会議（以下、「Web会議」という。）への接続を保守の対象に含むが、Web会議ライセンス、Web会議用PC及びWeb会議用ネットワークは保守の対象外とする。

### (3) 契約期間

契約開始日から令和9年3月31日

### (4) 作業内容・納入成果物

#### ① 作業内容等

専用回線を含むテレビ会議システム等の保守サービスを行うこと。

作業にあたっては、事前に作業内容を協議の上、実地に係る作業は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下、「総合機構」という。）の承認を得た上で実施すること。

## ② 納入成果物及び期限

作業工程ごとに求める納入成果物は表 1 に示すとおり。

表 1 作業内容・工程と成果物

項目番号	工程	納入（作業）成果物	納入（作業）期日
1	保守計画	・保守計画書（体制表、作業分担、スケジュール等）	契約締結日から 2 週間以内
2	テレビ会議システム	・テレビ会議システムの専用回線の敷設（既存の専用回線を使用できる場合は不要）	令和 8 年 4 月 30 日
3	テレビ会議システム等保守	・作業報告書 ・機材点検結果報告書	作業実施時
4	テレビ会議システム通信回線保守	・トライフィックレポート（月次）	翌月末
5	テレビ会議システム等保守	・保守作業報告書（月次）	翌月末
6	テレビ会議システム	・テレビ会議システムの専用回線の廃止、配線の処分（令和 9 年度も引き続き回線を使用できる場合は不要）	令和 9 年 3 月 31 日
7	その他	・打合せ資料 ・議事録 ・機密情報受理管理台帳 ・契約不適合責任対応に係る保有情報の一覧等	必要に応じて隨時提出

なお、納入成果物については、以下の条件を満たすこと。

- ア 文書を紙及び磁気媒体等（CD-R 又は CD-RW 等）により日本語で提供すること。
- イ 紙のサイズは、日本産業規格 A4 列 4 番を原則とする。図表については、必要に応じて A4 列 3 番縦書き、横書きを使用することができる。バージョンアップ時等に差し替えが可能なようにバインダー方式とする。
- ウ 磁気媒体等に保存する形式は、PDF 形式及び Microsoft Office2016 で扱える形式とする。ただし、総合機構が別に形式を定めて提出を求めた場合は、この限りではない。
- エ 紙及び磁気媒体については 1 部を納品すること。
- オ 本業務を実施する上で必要となる一切の機材物品等は、受注者の責任で手配するとともに、費用を負担すること。
- カ 本調達に係る全ての資料を納品すること。

③ 納入場所

・表 1 に示す納入成果物

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 東京本部

(5) 検収

納入成果物については、適宜、総合機構に進捗状況の報告を行うとともに、レビューを受けること。最終的な納入成果物については、「2 (4) 作業内容・納入成果物表 1」に記載のすべてが揃っていること及びレビュー後の改訂事項等が反映されていることを、総合機構が確認し、これらが確認され次第、検収終了とする。

なお、以下についても遵守すること。

- ① 検査の結果、納入成果物の全部又は一部に不合格品を生じた場合には、受注者は直ちに引き取り、必要な修復を行った後、総合機構の承認を得て指定した日時までに修正が反映されたすべての納入成果物を納入すること。
- ② 表 1 に規定されたもの以外にも、必要に応じて提出を求める場合があるため、作成資料等を常に管理し、最新状態に保っておくこと。
- ③ 総合機構の品質管理担当者が検査を行った結果、不適切と判断した場合は、品質管理担当者の指示に従い対応を行うこと。
- ④ 納入済みの「納入成果物」(文書)に改訂があった場合は、速やかに改訂が反映されたものを納入すること。

### 3 テレビ会議システム等の設置場所等

(1) テレビ会議システム

① 東京本部会議室

場所：東京都千代田区霞が関 3-3-2

新霞が関ビル 6 階 (第 7 会議室) 及び 14 階 (第 27 会議室)

テレビ会議参加者数：最大 35 名程度

② 関西支部会議室

場所：大阪府大阪市北区中之島 4-3-51 中之島クロス 6 階

(大会議室、中会議室)

テレビ会議参加者数：最大 20 名程度

(2) 同時通訳システム

① 東京本部会議室

場所：東京都千代田区霞が関 3-3-2

新霞が関ビル 6 階（第 6 会議室、第 7 会議室）及び 14 階（第 26 会議室、第 27 会議室）

会議参加者数：最大 44 名程度

② 関西支部会議室

場所：大阪府大阪市北区中之島 4-3-51 中之島クロス 6 階  
(大会議室)

会議参加者数：最大 20 名程度

#### 4 テレビ会議システム通信回線の性能要件

以下の性能を維持すること。

① 2 つの会議を同時に開催した状況で映像と音声が乱れたり、遅延したりすることがないこと。

※各 TV 会議装置が 2Mbps 以上の通信設定とする。

② 通常の通信環境下で 2 つの会議を同時に開催した状況でパケットロスが発生しないこと。

③ 必要な帯域を確保するタイプの通信回線であること。

※定期的にトラフィックをモニターし、適宜回線を増強してトラフィックが閾値以下になるようにするなどの措置を講じて帯域を確保するタイプの通信回線を指す。

④ 万が一、帯域を保証するタイプの通信回線に切り替える必要が生じた場合、随時（月単位）帯域を保証するタイプの通信回線に切り替えが可能なこと。また、回線の切り替えに際してテレビ会議システムの設定変更などの追加費用が発生しないこと。ただし、回線の切り替えによって生じる通常の規定に沿った違約金及び回線使用料の増額分は別途支払うものとする。

⑤ 終端装置間のネットワークの稼働率は 99.9% 以上を保証すること。

⑥ テレビ会議システムの利用に必要なネットワークを構築するため、契約後速やかに設置工事等に着手すること。ただし、ビル指定業者が行う一部の設置作業は除く。回線終端装置及びルーターなど通信に必要な機材を設置すること。

#### 5 同時通訳システムの性能要件

以下の性能を維持すること。

(1) -1. 通訳者用ユニット

① 2 言語間の同時通訳業務が行えること

② 通訳者がヘッドホン接続により参加者用マイクユニット音声を補聴できること

③ 通訳者がグースネックマイクにより通訳言語を発話切替え操作できること

(1) -2. 通訳者用ヘッドホン

- ① 両耳ヘッドセット型でケーブルは1本による露出であること
- ② 重さ 90g 以下であること

(1) -3. 参加者用マイクユニット

- ① 4.3インチタッチスクリーンを内蔵し、音量及び通訳言語表示の視認が可能なこと
- ② 防水性タッチ式ボタンを内蔵し、マイクのON/OFF操作が可能なこと
- ③ IEC60914の電気的要件に準拠していること

(1) -4. 同時通訳システムメインユニット

- ① (1)-1. 通訳者用ユニット及び(1)-3. 参加者用マイクユニットすべてを6ピンDINケーブルにより接続し、通訳言語数・発話モード・同時発言数設定を含むシステム設定及び運用を統合的に行えること
- ② ISO 22259の電気的要件に準拠していること

(1) -5. 同時通訳システム出力拡張ユニット

- ① (1)-4. 同時通訳システムメインユニットに拡張接続し、通訳音声及びフロア音声を録音機器3台及びWeb会議回線に伝送するチャンネルを作成できること
- ② IEC60914の電気的要件に準拠していること

(1) -6. 同時通訳システム入力拡張ユニット

- ① (1)-4. 同時通訳システムメインユニットに拡張接続し、テレビ会議システムで伝送される他拠点からの通訳音声を(1)-3. 参加者用マイクユニットに伝送して参加者が聞くことのできるチャンネルを作成できること
- ② IEC60914の電気的要件に準拠していること

(1) -7. パワーサプライユニット

- ① (1)-1. 同時通訳システムメインユニット及び(1)-3. 参加者用マイクユニットに電源供給可能であること
- ② 消費電力 150W 以内であること

(1) -8. DSP ミキサー

- ① 12チャンネル入力及び8チャンネル出力可能なエコーチャンセル機能搭載の音声マトリクスミキサーであること
- ② 19インチラックマウントサイズであること
- ③ RS232 及びネットワークにて外部制御可能であること

- ④ Web 会議用 PC 等との接続に必要な音声入出力用の USB ポートを備えていること
- ⑤ C-Link 規格で接続できる拡張ユニットを接続できること

(1) -9. 拡張ユニット

- ① (1) -8. DSP ミキサーに拡張接続し、本調達システムに必要な音声出力を設けられること
- ② 19 インチラックマウントサイズであること
- ③ Web 会議用 PC 等との接続に必要な音声入出力用の USB ポートを備えていること

(1) -10. USB ブリッジインターフェース

- ① ラインレベルオーディオ入力 1 系統以上、ラインレベルオーディオ出力 1 系統以上、HDMI 入力（最大 1080p 対応） 1 系統以上、USB-B コネクタ 1 系統以上を装備すること
- ② (1) -8. DSP ミキサー及び (3) カメラ映像を接続し、Web 会議用 PC に 1 本の USB ケーブルで統合接続運用が可能なこと

(2) 録音

同時通訳システムの日本語・外国語・オリジナル音声をそれぞれ個別に録音し、録音データを USB メモリまたは SD カードに保存できること。

(3) カメラ映像

以下の要件を満たしたカメラを会議室へ配備していること。

- ① FHD 画質（1080p）以上であること
- ② パン/チルト/ズームが行えること（ズームは光学 12 倍以上であること）
- ③ 複数のプリセット登録が行えること
- ④ 視野角は（水平：72°、垂直：40°、対角：83°）以上であること
- ⑤ パン・チルトは（パン：±170°、チルト：+90° /-30°）以上であること
- ⑥ フォーカス、明るさ、ホワイトバランスの自動調整を行えること
- ⑦ 映像出力として HDMI 及び USB3.0 をサポートしていること

(4) 映像・音響設備

- ① 会議室へ天井スピーカーを設置し、会議室の参加者全員へ拡声できること
- ② 設置したスピーカーシステムから下記を再生可能であること
  - 1) 会議室内の発言者の音声
  - 2) TV 会議もしくは Web 会議接続先の音声
  - 3) 持ち込み PC から再生された動画等の音声
- ③ マイクシステムとしては (1) -3. 参加者用マイクユニットを利用可能とすること

- ④ 会議室内で発生しうるエコーやハウリングなどを除去できるよう、エコーキャンセリングが行われていること
- ⑤ (3) のカメラを参加者の正面の壁面に配置していること
- ⑥ 既設の液晶モニタ・プロジェクタへの持ち込み PC からの映像表示機能を備えること

(5) Web 会議接続

Cisco WebEX®による Web 会議（以下、「Web 会議」という。）及び、Web 会議の同時通訳機能を利用可能のこと。実現する同時通訳有の Web 会議は下記を対象とする。なお、Web 会議ライセンス及び Web 会議用 PC は調達の範囲外とする。

(5) -A. 通訳者が東京本部会議室で通訳を行う場合

- ① 同時通訳システムの参加者用マイクユニットを Web 会議への音声入力として利用可能であること
- ② 通訳者用ユニット及び参加者用マイクユニットのヘッドホン出力で Web 会議参加者のフロア音声を聴取可能であること
- ③ フロア音声及び通訳者の2言語音声を Web 会議参加者側で聴取可能であること

(5) -B. 通訳者が Web 会議接続拠点先から通訳を行う場合

- ① 同時通訳システムの参加者用マイクユニットを Web 会議への音声入力として利用可能であること
- ② Web 会議からのフロア音声及び通訳者の2言語音声を参加者マイクユニットで言語選択し、聴取可能であること

(6) Web 会議用映像入出力

- ① Web 会議システムの映像（人物・資料映像）を会議室既設の映像装置（プロジェクタ）へ同時に出力可能のこと

会議室名	物品名	型番・機種名	メーカー名	台数
会議室6、26	プロジェクタ	EB-U32	EPSON	各1台
会議室7、27	プロジェクタ	EB-U32	EPSON	各1台

- ② 映像装置への映像出力はデジタルでの出力とすること
- ③ (3) 項のカメラ映像を Web 会議用の映像入力として利用可能とすること
- ④ (4) 項の音響設備を Web 会議用の映像出力として利用可能とすること
- ⑤ 令和8年度内に、4台のプロジェクタを新規購入予定のため、新規購入品に置き換えた後の上記5の(6)の①～④を対象とすること

#### (7) テレビ会議接続

- ① 会議室既設のテレビ会議システムとの連携動作を行うこと。

会議室名	物品名	型番・機種名	メーカー名	台数
会議室 7	テレビ会議システム	Group500	Poly (Polycom)	2 台
会議室 27	テレビ会議システム	Group500	Poly (Polycom)	2 台

#### (8) 操作性

- ① 以下の要件を満たし、機材の取扱いに詳しくない外部の企業の方及び相談業務、または、受付業務に携わる総合機構職員が操作可能なシステムであること。

	要求事項
会議室 7、27	タッチパネルシステムを有すること 同時通訳システム利用の有無に関わらず、機材の起動、会議の開始から終了、機材の停止までの通常の会議運営の全ての場面で、タッチパネルの簡単な操作でテレビ会議システム、同時通訳システム、会議マイクシステム、録音機器、映像機器等の一連の複数の機材を連携して制御できること タッチパネルシステムから関西支部とのテレビ会議通信・制御を行う機能を実装していること 起動時に Web 会議時の 2 種類の通訳拠点パターンを切り替えられること
会議室 6、26	起動用のスイッチ等を有すること 起動スイッチを入れるだけで同時通訳システム 他のシステム一式が起動し、利用ができる状態となること 起動時に Web 会議時の 2 種類の通訳拠点パターンを切り替えられること

### 6 情報セキュリティ要件

#### (1) セキュリティ要件

本業務を実施するにあたってのセキュリティ要件は、以下のとおり。

- ① 受注者は、最新の「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」、「府省庁対策基準策定のためのガイドライン」、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」及び「独立行政法人 医薬品医療機器総合機構サイバーセキュリティポリシー」（以下、「セキュリティポリシー」という。）を遵守すること。

セキュリティポリシーは非公表であるが、「政府機関の情報セキュリティ対策のた

めの統一基準群」に準拠しているので、必要に応じ参照すること。セキュリティポリシーの開示については、契約締結後、受注者が担当職員に「秘密保持等に関する誓約書」を提出した際に希望があれば開示する。

- ② 総合機構へ提示する電子ファイルは事前にウイルスチェック等を行い、悪意のあるソフトウェア等が混入していないことを確認すること。
- ③ 民法、刑法、著作権法、不正アクセス禁止法、個人情報保護法等の関連法規を遵守することはもとより、下記の機構内規程を遵守すること。
  - ア 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 情報システム管理利用規程
  - イ 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 個人情報管理規程
  - ウ 情報セキュリティインシデント対処手順書
- ④ 受注者は、本業務において取り扱う情報の漏洩、改ざん、滅失等が発生することを防止する観点から、情報の適正な保護・管理対策を実施するとともに、これらの実施状況について、総合機構が定期又は不定期の検査を行う場合においてこれに応じること。万一、情報の漏洩、改ざん、滅失等が発生した場合に実施すべき事項及び手順等を明確にするとともに、事前に総合機構に提出すること。また、そのような事態が発生した場合は、総合機構に報告するとともに、当該手順等に基づき可及的速やかに修復すること。
- ⑤ 総合機構がインターネットに保有する機密情報の漏洩リスクがないこと。  
※インターネットに接続しないこと。
- ⑥ 閉域網を使用することにより会議内容の漏洩リスク低減を図ること。

## (2) セキュリティ対策履行状況の確認

本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するため、総合機構の年次情報セキュリティ監査実施時などで総合機構が本件受注者に対して情報セキュリティ履行状況の確認が必要であると判断した場合は、以下の対応を求めるものとする。

- ① 情報セキュリティ履行状況の報告  
総合機構がその報告内容と提出期限を定めて情報セキュリティ履行状況の報告を求めるものとする。
- ② 情報セキュリティ監査の実施  
総合機構がその実施内容（監査内容、対象範囲、実施等）を定めて、情報セキュリティ監査を行う（総合機構が選定した事業者による監査を含む。）ものとする。
  - ア 受注者は、あらかじめ情報セキュリティ監査を受け入れる部門、場所、時期、条件等を「情報セキュリティ監査対応計画書」等により提示すること。
  - イ 受注者は自ら実施した外部監査についても総合機構へ報告すること。
  - ウ 受注者は、情報セキュリティ監査の結果、本調達における情報セキュリティ対

策の履行状況について総合機構が改善を求めた場合には、総合機構と協議の上、必要な改善策を立案して速やかに改善を実施するものとする。

情報セキュリティ監査の実施については、本項に記載した内容を上回る措置を講ずることを妨げるものではない。

## 7 テスト要件定義

テストを実施する際は、受注者は、総合機構と調整の上、表2「テスト項目と概要」に係るテストの実施項目を決めるとともに、テスト計画書に以下の項目を明記し、総合機構の承認を得てテストを行うこと。

- ・総合機構及び受注者のテスト実施体制と役割
- ・テストに係る詳細な作業及びスケジュール
- ・テスト環境
- ・合否判定基準 等

導入した機材等に関するテストについては、受注者が実施すること。

表2 テスト項目と概要

No.	テスト項目	テスト概要
1	正常系運用テスト	映像（カメラ映像及び資料映像）と音声（イヤホン及びスピーカー、同時通訳者のヘッドホン）の性能及び調整状況、タッチパネル及び参加者マイク、同時通訳者の操作性を確認する。 同時通訳の有無、同時通訳者及び日本人・外国人が参加する会議室、PCの接続などの通常の会議運営を想定したシナリオを操作手順書どおりに操作できることを確認する。
2	異常系運用テスト	誤った操作や機器の不具合などが発生した場合を想定した運用ケースを操作手順書どおりに操作できることを確認する。
3	遠隔通信テスト	関西支部のテレビ会議システム・同時通訳システムと接続し、既存の機能がすべて利用可能であることを確認する。関西支部におけるシステムの操作は受注者が実施すること。
4	負荷テスト	通常の通信環境下で同時に2つのテレビ会議を開催し、通常想定される範囲内で最大限に参加者が動いたり、資料のページを次々と切り替えたりする状態で、映像と音

		声が乱れたり、遅延したりすることがないこと、パケットの損失がないことを確認する。
5	保守テスト	設定の確認・変更、利用状況やログの確認、機器の点検方法などの保守作業を保守手順書どおりに保守作業を実施できることを確認する。

## 8 保守要件

### (1) 保守対象

保守対象は、テレビ会議システム、同時通訳システム、会議マイクシステム及びAV機材とする。

### (2) 保守要件

保守サービスの時間帯、内容については、以下のとおりとすること。

- ① 受付及びサービス時間帯は、平日 9 時から 17 時までとする（祝日及び年末年始は除くものとする）。
- ② 機材等の障害発生及び総合機構職員の求めに対し、迅速な対応ができる体制を取り、障害の連絡をした場合、保守要員を当日以内に派遣することを目標とすること。  
ただし、システムの冗長化が図られており、短時間の切り替えで継続運用が可能な構成の場合は、総合機構職員と協議し、対応を決めることとする。
- ③ 電話にて操作方法などの問い合わせ及び問題判別の支援が可能なこと。
- ④ 機材等に関する仕様等の基本情報及びその他製品に関する技術情報を提供すること。操作説明書、導入手順書及び教育用資料については、必要に応じ改訂を行うこと。
- ⑤ 既存の機材を含むテレビ会議システム等を構成する全てのメーカーの機材の一括窓口となり、複数のメーカーとの問題判別から復旧までの調整対応を行うこと。  
※各機材の修理等の事務処理および費用の負担は総合機構が行う。
- ⑥ オンサイトでの対応（診断、問題の切り分け、オンサイト修理・復旧）が可能なこと。
- ⑦ 下記については予備機を保持しているため、必要に応じ、交換すること。

項目	機器名	員数
1	参加者用マイクユニット	4 式
2	録音装置	2 式

- ⑧ 常時通電の設定をする機材（DSP ミキサー及び拡張ユニット）について、停電復旧後の起動時に不具合が発生した場合に迅速に対応できるよう下記のとおりとする。
  - ア 新震が関ビルの計画的な停電等については、予め、総合機構職員から停電日時、派遣日時の連絡を受け、総合機構が指定した派遣日時に保守要員を派遣し、不

具合に対応すること。

イ 上記以外の停電（災害等による不測の停電等）があり、起動時に不具合が発生した場合は、総合機構職員の求めに対し、迅速に保守要員を派遣し不具合に対応すること。

⑨ 別紙1に基づき、総合機構職員と日時を調整のうえ、機材点検を行うこと。なお機材一覧は閲覧可能とするので参考とすること。

⑩ 同時通訳システムについては、現状Cisco WebEX®との併用が可能な設定となっているが、Cisco WebEX®の仕様変更によって、5 同時通訳システムの性能要件に支障をきたした場合は調査を行い、総合機構職員と協議の上、対策を講じること。

### （3）テレビ会議システム回線保守要件

回線の保守サービスの時間帯、内容については、以下のとおりとすること。

① サービス時間帯は、平日9時から17時までとする（祝日及び年末年始は除くものとする）。

② 受付は24時間365日対応とする。

③ SLAを定め、終端装置間のネットワーク稼働率99.9%以上を保証すること。なお、SLAの内容の詳細については総合機構と協議の上定めることとし、SLA基準を守れなかった場合の対応についても含めるものとする。

④ 回線状況を24時間365日監視し、障害発生時は総合機構と合意した方法で障害連絡を速やかに実施する。なお、監視の範囲は設置した回線終端装置までとする。

⑤ 保守・点検、障害状況、SLA遵守状況などを報告すること。報告頻度については協議の上決定すること。

⑥ トラフィックレポートを月次で報告する、もしくは、オンラインで参照できるようすること。

## 9 作業の体制及び方法

### （1）作業体制

受注者は、業務受託後、総合機構に対して作業体制（受注者側の体制図とそれぞれの役割の詳細）を報告し、承認を得て業務を進めること。

なお、作業体制にはPM（プロジェクト・マネージャー）を設置すること。PMはプロジェクトマネジメント業務に専任し、本調達に係るその他業務に従事しないこと。ただし、本調達業務外の業務を制限するものではない。PMは、契約期間を通して、総合機構からの連絡・要望に対して必要な対応が取れるようにし、意思決定の遅延を発生させないこと。また、不測の事態が発生しても柔軟に対応すること。

承認された作業体制におけるPMを含む作業従事者は、特段の事情のない限り、役割として定められた任務について、着手から完了まで一貫して作業にあたること。やむを得ず

受注者側の事情により作業従事者を交代する場合は、新たな作業体制について総合機構に対して予め承認を得ること。その際、秘密保持等に関する誓約書について、新たな作業体制に基づき作業従事者名を変更し、再提出すること。

## （2）作業方法

作業に際しては、以下の事項を遵守し実施すること。

- ① 契約締結後、業務一式の実施計画書を提示すること。また、契約締結以降に変更が発生した場合には、その都度速やかに変更後の実施計画書を提出すること。
- ② 進捗状況や直近における予定等の報告をすること。報告のタイミングは総合機構と協議し取り決めを行い、その取り決めに基づき行うこと。それ以外にも、総合機構又は受注者が必要と判断した場合は必要に応じて随時追加の報告を行うこと。

## （3）契約不適合責任

- ① 受託者は本業務の成果物に対する契約不適合責任を負うものとする。本業務の最終検収後において、委託業務の納入成果物に関して依頼書と異なる、または契約目的に照らして通常期待される条件を満たしていない等、安定稼動等に関わる契約不適合の疑いが生じた場合であって、PMDA が下記③で定める期間内に調査を求めた場合は、受託者は速やかに契約不適合の疑いに関して調査し回答すること。調査の結果、納入成果物に関して契約不適合等が認められた場合には、受託者の責任及び負担において速やかに修正を行うこと。なお、修正を実施する場合においては、修正方法等について、事前に PMDA の承認を得てから着手すると共に、修正結果等について、PMDA の承認を受けること。
- ② 受託者は、契約不適合責任を果たす上で必要な情報を整理し、その一覧を PMDA に提出すること。契約不適合責任の期間が終了するまで、それら情報が漏洩しないように、ISO/IEC27001 認証（国際標準規格）又は JISQ27001 認証（日本産業標準規格）に従い、また個人情報を取り扱う場合には JISQ15001（日本産業規格）に従い、厳重に管理をすること。また、契約不適合責任の期間が終了した後は、速やかにそれら情報を、データ復元ソフトウェア等を利用してデータが復元されないように完全に消去すること。データ消去作業終了後、受注者は消去完了を明記した証明書を作業ログとともに総合機構に対して提出すること。なお、データ消去作業に必要な機器等については、受注者の負担で用意すること。
- ③ 契約不適合責任の期間は別途契約書で定めるものとする。

## （4）特記事項

### （ア）基本事項

受注者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- ① 本業務の遂行に当たり、業務の継続を第一に考え、善良な管理者の注意義務をもって誠実に行うこと。
- ② 本業務に従事する要員は、総合機構と円滑なコミュニケーションを行う能力と意思を有していること。
- ③ 本業務の履行場所を他の目的のために使用しないこと。
- ④ 本業務に従事する要員は、履行場所での所定の名札の着用等、従事に関する所定の規則に従うこと。
- ⑤ 要員の資質、規律保持、風紀及び衛生・健康に関すること等の人事管理並びに要員の責めに起因して発生した火災・盗難等不祥事が発生した場合の一切の責任を負うこと。
- ⑥ 受注者は、本業務の履行に際し、総合機構からの質問、検査及び資料の提示等の指示に応じること。また、修正及び改善要求があった場合には、別途協議の場を設けて対応すること。
- ⑦ 次回の本業務調達に向けた現状調査、総合機構が依頼する技術的支援に対する回答、助言を行うこと。
- ⑧ 本業務においては、業務終了後の運用等を、受注者によらずこれを行うことが可能となるよう詳細にドキュメント類（配線図含む）を整備し総合機構に提出するとともに、受注者が変更となった際の引継ぎを行うこと。

（イ）各業者との役割分担等

本業務を複数業者が連携（再委託を含めて）して実施する等の場合は、参画する各業者の役割分担等を明示すること。

（ウ）応募制限

情報システムの調達の公平性を確保するために、以下に示す事業者は本調達に参加できない。

- ① 総合機構 CIO 補佐が現に属する、又は過去 2 年間に属していた事業者等
- ② 各工程の調達依頼書の作成に直接関与した事業者等
- ③ 設計・開発等の工程管理支援業者等
- ④ ①～③の親会社及び子会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条に規定する親会社及び子会社をいう。以下同じ。）
- ⑤ ①～③と同一の親会社を持つ事業者
- ⑥ ①～③から委託を受ける等緊密な利害関係を有する事業者

（エ）応募条件

応募者は、以下の条件を満たしていること。

- ① 作業責任部署は ISO9001 又は CMMI レベル 2 以上の認定を取得していること。
- ② ISO/IEC27001 認証（国際標準）又は JISQ27001 認証（日本産業標準）のいずれかを取得していること。
- ③ 総合機構の現行設備の内容を十分理解していること（応募書類提出期限の 1 週間前までに機材一覧の閲覧を希望する旨を「11 窓口連絡先」へメールで連絡すること）。
- ④ 応募時には、詳細な見積内訳及び作業ごとに細分化された工数を含む見積根拠資料の即時提出が可能であること。なお、応募後に総合機構が上記資料の提出を求めた際、即時に提出されなかつた場合には、契約を締結しないことがある。

#### （オ）知的財産等

知的財産の帰属は、以下のとおり。

- ① 本件に係り作成・変更・更新されるドキュメント類及びプログラムの著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定めるすべての権利を含む。）は、受注者が本件のシステム開発の従前より権利を保有していた等の明確な理由により、あらかじめ書面にて権利譲渡不可能と示されたもの以外、総合機構が所有する等現有資産を移行等して発生した権利を含めてすべて総合機構に帰属するものとする。
- ② 本件に係り発生した権利については、受注者は著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。）を行使しないものとする。  
本件に係り発生した権利については、今後、二次的著作物が作成された場合等であっても、受注者は原著作物の著作権者としての権利を行使しないものとする。  
本件に係り作成・変更・修正されるドキュメント類及びプログラム等に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受注者は当該著作物の使用に必要な費用負担や使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。この場合は事前に総合機構に報告し、承認を得ること。
- ③ 本件に係り第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら総合機構の責めに帰す場合を除き、受注者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、総合機構は係る紛争の事実を知ったときは、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者にゆだねる等の協力措置を講ずる。
- ④ なお、受注者の著作又は一般に公開されている著作について、引用する場合は出典を明示するとともに、受注者の責任において著作者等の承認を得るものとし、総合機構に提出する際は、その旨併せて報告するものとする。

#### （カ）再委託

- ① 本調達業務の受注者は、本件業務の全部、又は主要業務（受注業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分をいう。）を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。
- ただし、本件業務の適正な履行を確保するために必要な範囲において、主要業務を除く一部を再委託（再委託の相手方からさらに第三者へ委託する場合を含む。以下同じ。）する場合は、受注者は、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託する業務の範囲、再委託の必要性、再委託に要する金額、その他必要事項について記載した書面を総合機構に提出し、承認を得なければならない。
- ② 前項は、本調達業務の受注者が再委託先を変更する場合その他の事由により、総合機構から承認を受けた内容を変更する場合において準用する。また、再委託先は本システムの概要、運営及び仕組みを理解していることを条件とする。
- ③ 本件業務の一部を再委託先に請け負わせることを総合機構が許可した場合には、受注者は、総合機構との契約上受注者に求められる水準と同等の情報セキュリティ水準を、再委託先においても確保すること。また、受注者は、再委託先が実施する情報セキュリティ対策及びその実施状況について、総合機構に報告すること。
- ④ 委託事業において取り扱う情報について、再委託先が閲覧するがないように、受注者は情報を厳重に管理すること。やむを得ず、再委託先において委託事業に係る情報を閲覧する必要がある場合には、受注者は、事前に総合機構の担当者と調整し、総合機構の担当者の指示に従うこと。（再委託先における情報の取扱いを含む包括的な秘密保持契約を締結する、作業の都度情報の取扱いについて調整するなどの手続方法について合意すること。）
- ⑤ 受注者は、再委託した業務に伴う再委託先の行為について、全ての責任を負うものとする。
- ⑥ 受注者は、知的財産権、情報セキュリティ（機密保持を含む。）及びガバナンス等に関して、本仕様書が定める受注者の責務を再委託先も負うよう、必要な処置を実施し、その内容について総合機構の承認を得なければならない。
- ⑦ 受注者は、本件業務を遵守するために必要な事項について本仕様書を準用して、再委託先と約定しなければならない。

#### （キ）機密保持

本業務を実施する上で必要とされる機密保持に係る条件は、以下のとおり。

- ① 受注者は、受注業務の実施の過程で総合機構が開示した情報（公知の情報を除く。以下同じ。）、他の受注者が提示した情報及び受注者が作成した情報を、本受注業務の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。
- ② 受注者は、本受注業務を実施するにあたり、総合機構から入手した資料等について

ては管理台帳等により適切に管理し、かつ、以下の事項に従うこと。

- ・複製しないこと。
- ・用務に必要がなくなり次第、速やかに総合機構に返却又は消去すること。
- ・受注業務完了後、上記①に記載される情報を削除又は返却し、受注者において該当情報を保持しないことを誓約する旨の書類を総合機構に提出すること。

- ③ 「独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 情報システム管理利用規程」の第52条に従うこと。
- ④ 「秘密保持等に関する誓約書」を別途提出し、これを遵守しなければならない。
- ⑤ 機密保持の期間は、当該情報が公知の情報になるまでの期間とする。

#### (ク) 作業場所

受注業務の作業場所は、(再委託も含めて) 総合機構内、又は日本国内で総合機構の承認した場所で作業すること。総合機構内での作業においては、必要な規定の手続を実施し承認を得ること。なお、必要に応じて総合機構職員は現地確認を実施することとする。

#### (ケ) 環境への配慮

環境への負荷を低減するため、以下に準拠すること。

- ① 本件に係る納入成果物については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」(平成15年7月16日法律第119号)に基づいた製品を可能な限り導入すること。
- ② 導入する機材等がある場合は、性能や機能の低下を招かない範囲で、消費電力節減、発熱対策、騒音対策等の環境配慮を行うこと。

#### (コ) その他

総合機構全体管理組織(PMO)が担当課に対して指導、助言等を行った場合には、受注者もその方針に従うこと。

### 10 資料閲覧

機材一覧の閲覧を希望する者は、応募書類提出期限の1週間前までに「11窓口連絡先」へメールで連絡すること。

### 11 窓口連絡先

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 審査マネジメント部審査企画課

杉山 聰一郎、神田 千穂

電話: 03 (3506)9438

Email : sugiyama-soichiro●pmda. go. jp

kanda-chiho●pmda. go. jp

※●を@に変換してください。

## 別紙1

### 会議室機材点検業務

#### 1. 目的

本業務は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の対面助言等のために使用する会議マイクシステム、同時通訳システム、録音機材及びテレビ会議システム等の機材点検、並びに摩耗したコード類の交換を委託するものである。

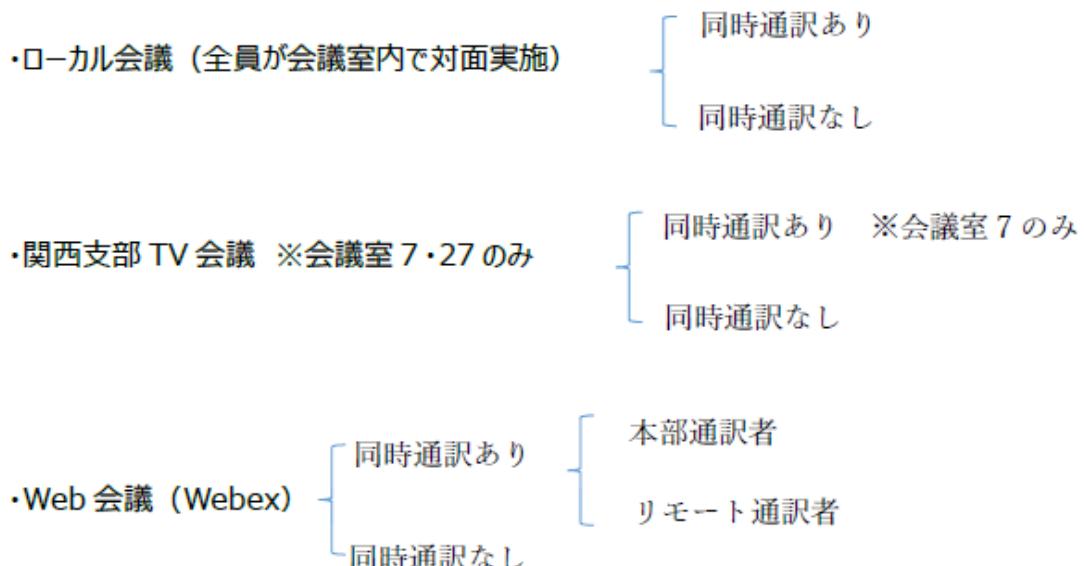
#### 2. 点検実施日

受託業者との協議のもとで決定する1営業日または2営業日。  
ただし、合意がある場合、3営業日以上で実施することもできる。

#### 3. 業務内容

##### (1) 点検の実施

機材を用いた利用パターンは以下のとおり。各利用パターンにおいて、以下の事項を確認し、点検結果を書面で報告すること。



##### ①会議マイクシステム

(東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル会議室6、7、26、27)

(大阪府大阪市北区中之島4-3-5 1 中之島クロス 6階大会議室、中会議室)

##### ア. 起動の点検

- ・主装置の入電後、正常に起動するか複数回確認

イ. 表示・外観

- ・ディスプレイに滲みや表示の抜けがないか
- ・その他外観上の異常はないか

②会議マイクユニット

(東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル会議室 6、7、26、27)

(大阪府大阪市北区中之島 4-3-5 1 中之島クロス 6階大会議室、中会議室)

ア. 起動の点検

- ・入電後の起動を複数回確認

イ. マイクの点検

- ・発言ボタンを無理なく押せるか
- ・発言中のLEDは点灯するか
- ・感度が充分か

ウ. スピーカーの点検

- ・ハウリング・ノイズが無いか（音質）
- ・スピーカーからの音量が適切かつ充分か

エ. イヤホンの点検

- ・端子の接触不良はないか
- ・イヤホンの音量・音質は適切かつ充分か
- ・イヤホンの音量調節は無理なくできるか

オ. 言語選択機能の点検

- ・選択ボタンを問題なく押せるか
- ・言語選択をスムーズにできるか

カ. 表示系統・外観

- ・ディスプレイに滲みや表示の抜けがないか
- ・その他外観上の異常はないか

③同時通訳システム

(東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル会議室 6、7、26、27)

(大阪府大阪市北区中之島 4-3-5 1 中之島クロス 6階大会議室)

ア. マイクの点検

- ・発言ボタンを無理なく押せるか
- ・発言中のLEDは点灯するか
- ・感度が充分か

イ. スピーカーの点検

- ・ハウリング・ノイズが無いか（音質）
  - ・スピーカーからの音量が適切かつ充分か
- ウ. イヤホンの点検
- ・端子の接触不良はないか
  - ・イヤホンの音量・音質は適切かつ充分か
  - ・イヤホンの音量調節は無理なくできるか
- エ. 言語選択機能の点検
- ・選択ボタンを問題なく押せるか
  - ・言語選択をスムーズにできるか
- オ. 表示系統・外観
- ・ディスプレイに滲みや表示の抜けがないか
  - ・その他外観上の異常はないか

#### ④録音機材

（東京都千代田区霞が関 3－3－2 新霞が関ビル会議室 6、7、26、27）

ア. 録音の確認

- ・会議マイクシステム、同時通訳システム及びテレビ会議システムを通じて伝達された音声が、レコーダー3台（日本語・英語・オリジナル）に正しく録音されるか
- ・会議マイクシステム、同時通訳システム及びテレビ会議システムを通して伝達された音声が、会議マイクユニットに接続した IC レコーダーに正しく録音されるか

イ. 機材の確認

- ・レコーダー、IC レコーダー自体に破損等の不具合がないか

#### ⑤テレビ会議システム

（東京都千代田区霞が関 3－3－2 新霞が関ビル 会議室 7、27）

（大阪府大阪市北区中之島 4－3－5 1 中之島クロス 6 階大会議室、中会議室）

ア. 音量・音質の確認

東京と大阪の通信中に、いずれのテレビ会議システムも、音量・音質が適切かつ充分であるか、遅れて聴こえてくることがないか

イ. 映像の確認

東京と大阪の通信中、いずれのテレビ会議システムも、映像に乱れがないか、通信中に二重となったり残像が出たりしないか

ウ. その他

- ・カメラ操作（上下、左右）、リモコン操作に問題がないか
- ・タッチパネルの操作により資料共有ができるか

⑥その他

(東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル 会議室6、7、26、27)

(大阪府大阪市北区中之島4-3-5 1 中之島クロス 6階大会議室、中会議室)

ア. 本体に内蔵された時計（時間）が正しいか

イ. 対面助言の実施及び実施後の反訳作成に障害となる事象が発生しないことの確認

ウ. スクリーン、プロジェクターの操作に問題がないか（東京本部会議室のみ）

（2）原因の特定及び不具合の解消

上記（1）①から⑥の事項に不具合がある場合、その原因を特定するとともに、不具合がケーブル交換で解消する場合は、交換をすること。

4. 留意点

（1）原因の特定、不具合の解消ができない場合

3. (2) につき、原因の特定ができない場合または不具合の解消にケーブル以外の部品の交換が必要な場合、受託業者は対応策を検討するとともに、速やかに連絡のうえ、協議に応じること。

（2）現地での点検

点検は必ず現地にて行うこと（現地は3. (1) ①～⑥にそれぞれ記載のとおり）。

（3）機材の操作

本件業務を受託しようとする者は、機材の操作方法について熟知しているものとする。